

## 審　查　基　準

令和 5 年 7 月 13 日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第 31 条の 23 において準用する第 9 条第 4 項
処　分　の　概　要：許可証の書換え
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：</p> <p>風俗営業等適正化法第 31 条の 23 において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、第 31 条の 23 において準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第 31 条の 23 において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え）</p> <p>風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 90 条において準用する第 17 条（許可証の書換えの手続）</p>
審　查　基　準：
標準処理期間：14 日（行政庁の休日は含まない）
申請請　先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問　合　せ　先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備　考：